

## 別紙

薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第4条第3項に基づく事項

相談時および緊急時の電話番号その他連絡先

電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

区域において配置販売によって販売・授与する医薬品の区分

※ 該当する項目の□に✓を記入すること。

<input type="checkbox"/> 第1類医薬品	<input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品
<input type="checkbox"/> 第2類医薬品 (指定第2類医薬品を除く。)	<input type="checkbox"/> 第3類医薬品